

監 査 種 別      定期監査及び行政監査

監 査 対 象      区 役 所（中村区、昭和区、熱田区、中川区、  
港区及び南区）

監 査 期 間      令和元年   8月21日から  
令和2年   1月24日まで

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査は、区役所の事務について、次表の課室を対象として実施した。

| 区分  | 監査実施課室名                                                                     | 実地検査日                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 中村区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、保健予防課                     | 令和元年<br>9月 6日           |
| 昭和区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課                           | 令和元年<br>8月27日           |
| 熱田区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課                           | 令和元年<br>8月23日           |
| 中川区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課、富田支所区民生活課、富田支所区民福祉課       | 令和元年<br>9月12日、<br>9月13日 |
| 港 区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、公害対策室、保健予防課、南陽支所区民生活課、南陽支所区民福祉課 | 令和元年<br>8月21日、<br>9月13日 |
| 南 区 | 総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、公害対策室、保健予防課               | 令和元年<br>9月 5日           |

監査は、実地検査当日において、区役所各課室で取り扱う現金、金券類等の物品の出納保管状況につき、それらの現在高及び関係帳票等を調査した。

なお、監査は、監査対象区に対して実地検査当日に通知して実施した。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 収入事務

収納金出納簿の照合及び査閲についてなど 2項目

#### (2) 支出事務

前渡金出納簿への登載及び符合確認について

#### (3) 財産管理事務

金券類等の管理についてなど 2項目

#### (4) 行政運営事務

愛知県証紙の管理についてなど 8項目

### 2 意見

内部統制制度の実施に向けた適正な業務執行を確保するためのチェック機能の強化について

### 第3 指 摘 事 項

#### 1 収入事務

##### (1) 収納金出納簿の照合及び査閲について

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によると、現金出納員は、収納金の出納があったときは、収納金出納簿に登載することとされており、収納金出納簿への登載のなかった月を除き、毎月 1 回以上、領収書（控）その他の関係帳票と収納金出納簿とを照合し、予算主管課長の査閲を受けなければならないとされている。

収納金出納簿の照合、査閲状況を調査したところ、中川区総務課において、予算主管課長による査閲を受けておらず、関係帳票と収納金出納簿との照合も行われていなかった。

会計規則に基づき、収納金出納簿の照合を適正に行い、予算主管課長による査閲を受けられたい。  
(中川区総務課)

##### (2) 領収書の管理について

会計規則等によると、現金出納員は、領収書冊（1冊に 100組の領収書が綴られたもの）の受払いや残高の管理を行うため、領収書管理簿を年度ごとに作成するとともに、領収書冊を受領したときは、領収書冊の表紙にある領収書整理票に、受領年度及び通し番号を記載することとされている。

また、領収印については領収の際に押印することとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 領収書整理票に受領した年度及び通し番号の記載がなく、また、平成30年度にあつては、領収書管理簿の作成がなされていなかったもの

(昭和区地域力推進室)

イ 未使用の領収書にあらかじめ領収印を押印していたもの

(中村区市民課、昭和区総務課、昭和区市民課、中川区市民課、  
南陽支所区民生活課)

会計規則等に基づき、領収書の管理を適正に行われたい。

## 2 支出事務

### 前渡金出納簿への登載及び符合確認について

会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ前渡金出納簿に登載し、現在金との符合を確認するほか、毎月 1 回以上、前渡金出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

また、財務会計総合システム（以下「システム」という。）の再構築による前渡金出納簿の電子化に伴い、平成31年 4 月から、その登載及び毎月 1 回以上の符合確認についてはシステムに入力する方法により行うこととなった。

前渡金出納簿への登載及び符合確認の状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載を支払いの都度行っていなかったもの

（昭和区民生子ども課、熱田区民生子ども課、中川区民生子ども課、  
南陽支所区民福祉課）

イ 毎月 1 回以上の符合確認が行われていなかったもの

（昭和区市民課、昭和区民生子ども課、昭和区保険年金課、  
昭和区健康安全課、熱田区総務課、中川区民生子ども課、  
中川区福祉課、南陽支所区民生活課、南区民生子ども課）

会計規則等に基づき、前渡金出納簿への登載、毎月 1 回以上の符合確認を適正に行われたい。

## 3 財産管理事務

### (1) 金券類等の管理について

会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

また、システムの再構築による金券類等出納簿の電子化に伴い、平成31年 4 月から、その登載はシステムに入力する方法により行うこととなったが、金券類等の払出しの都度システムに入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱

要項により、補助簿を用いることができ、その場合、1日ごとに払出数を取りまとめ、システムに入力することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 物品出納員による確認が、払出しの都度行われていなかったもの

(中村区民生子ども課、昭和区総務課、港区民生子ども課、  
南陽支所区民福祉課)

イ 金券類等出納簿若しくは補助簿への登載を行っていなかった又は誤っていたため、現在高との差異が生じていたもの

(中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、昭和区福祉課、中川区総務課、  
港区企画経理室、南陽支所区民福祉課)

会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

## (2) 営業用乗用自動車乗車券の管理について

区役所営業用乗用自動車の利用規程によると、営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）を利用しようとするときは、タクシー利用簿兼乗車券交付整理簿（以下「利用簿兼整理簿」という。）により総務課長の許可を受けるものとされており、総務課長は、利用する者に対し、タクシー乗車券を交付するとともに、その交付状況を利用簿兼整理簿に記録し、管理することとされている。

タクシー乗車券の管理状況を調査したところ、港区総務課において、選挙に係る用務により交付されたタクシー乗車券について、利用簿兼整理簿の作成がなされていなかった。

区役所営業用乗用自動車の利用規程に基づき、タクシー乗車券の管理を適正に行われたい。  
(港区総務課)

## 4 行政運営事務

### (1) 愛知県証紙の管理について

区総務課では、愛知県証紙（以下「県証紙」という。）の売りさばき事務を行っており、区会計事務の手引きによると、区総務課は、県証紙を売りさばいたときは、1日ごとに売りさばき数を取りまとめ、その都度現金出納簿及び証紙受払簿に登載することとされている。

県証紙の売りさばき事務を調査したところ、熱田区総務課において、現金出納簿及び証紙受払簿を 1日ごとに取りまとめず、概ね 1月ごとに取りまとめて登載していた。

区会計事務の手引きに基づき、1日ごとに現金出納簿及び証紙受払簿に登載し、県証紙の管理を適正に行われたい。  
(熱田区総務課)

## (2) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留物件の管理について

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）によると、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）に係る遺留物件については市町村が保管することとされている。

区総務課では、引取者のない遺体が発生したときは、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、引取者のない遺体事務処理記録簿（以下「記録簿」という。）に処理経過を記録することとされ、また、遺留物件のうち現金の保管を行う場合には、歳入歳出外現金として受け入れ、引取者のない遺体事務処理にかかる歳入歳出外現金管理台帳（以下「現金管理台帳」という。）に記入することとされている。

引取者のない遺体に係る遺留物件の管理状況を調査したところ、港区総務課において、令和元年 6月以降に発生した引取者のない遺体について、引取者のない遺体ごとに処理経過を別で記録していたものの、記録簿及び現金管理台帳への記入が行われていなかった。

身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、記録簿及び現金管理台帳に確実に記入を行い、遺留物件の管理を適正に行われたい。

(港区総務課)

## (3) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について

各区で定める生活保護費等預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金について、その額や理由等の事項を預り金保管台帳に記入するとともに、3日以内に返還が見込まれる場合を除き、統括管理者（民生子ども課長又は区民福祉課長）名義の預金口座に預け入れることとされており、

原則、保管してから概ね 1週間以内に返還し、事務手続きを完了することとされている。

また、事務責任者（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））と出納責任者（民生子ども係長又は保護・子ども係長）は、毎月 1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金通帳の照合による査閲を行うこととされ、また、その結果については預り金保管一覧により、統括管理者に報告することとされている。

預り金の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 預り金保管台帳について、記入が漏れていたものや、現金を預かった都度記入していなかったものが散見されたもの（中川区民生子ども課）

イ 統括管理者名義の預金口座への預け入れが速やかに行われず、長いもので 1 か月程度にわたり現金で保管されていたもの

（中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、南陽支所区民福祉課）

ウ 平成31年 4月以降、統括管理者名義の預金口座への預け入れが一度もなされず、実地検査日において、10,022円が現金で保管されていたもの

（富田支所区民福祉課）

預り金管理規程に基づき、預り金の管理を適正に行われたい。

#### (4) 生活保護に係る遺留金品の管理について

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を保管することとなったときは、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、当該遺留金品の種類や数量などを遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされている。また、遺留金品のうち現金の保管を行う場合には、預り金管理規程に基づき、預り金保管台帳に必要事項を記入し、統括管理者名義の預金口座に預け入れる、又は、歳入歳出外現金として受け入れることとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 預り金保管台帳への記入が行われず、統括管理者名義の預金口座への預け入れ等をすることなく、現金で保管されていたもの（富田支所区民福祉課）

イ 一部の遺留金について、遺留金品整理簿が作成されていない、又は、預り金保管台帳への記入が漏れていたもの（南陽支所区民福祉課）

ウ 保管した当日に全額を葬祭費に充当した遺留金について、預り金保管台帳に記入していなかったもの (昭和区民生子ども課、南区民生子ども課)

エ 遺留金品整理簿について、遺留金の保管を行うこととなった際に作成せず、一連の処理が完結した後に記入していたもの

(昭和区民生子ども課、富田支所区民福祉課)

生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。

#### (5) 緊急援護資金の管理について

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け等を行っている。

援護資金の貸付け等を行ったときは、各区で定める緊急援護資金管理要領に基づき、緊急援護資金出納簿に出納の都度記入し、査察指導員（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））の確認を受けることとされており、また、区民生子ども課長及び支所区民福祉課長は、毎月 1回以上援護資金の出納状況及び残高について、緊急援護資金出納簿等の帳簿を確認し、帳簿と現金を照合することとされている。

援護資金の管理状況を調査したところ、中村区民生子ども課において、緊急援護資金出納簿を表計算ソフトで作成しており、査察指導員の確認を出納の都度行わず、1月ごとにまとめて確認、押印していた。

また、緊急援護資金出納簿と現金を照合したところ、緊急援護資金出納簿に記入漏れ及び記入誤りがあり、保有している現金について、緊急援護資金出納簿に記載のあった貸付残高より 2,050円多くなっていた。

緊急援護資金管理要領に基づき、援護資金の管理を適正に行われたい。

(中村区民生子ども課)

#### (6) 老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理について

区福祉課及び支所区民福祉課では、老人福祉法（昭和38年法律第 133号）に定める遺留金品について、その保管を行うこととなったときは、老人福祉法第27条

による遺留金品取扱要綱に基づき、遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされており、また、遺留金品のうち現金の保管を行う場合は、保管することとなった日の翌日までに歳入歳出外現金として受け入れることとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遺留金品整理簿の作成がなされていなかったもの（南陽支所区民福祉課）

イ 歳入歳出外現金として受け入れるべきところ、生活保護受給者等に係る預り金を管理するための統括管理者名義の預金口座に預け入れていたもの

（南陽支所区民福祉課）

ウ 相続人への引渡しが見込まれていたため、歳入歳出外現金として受け入れず、引き渡すまでの間、課内の金庫で保管していたもの（中村区福祉課）

老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。

## **(7) 敬老パスの管理について**

区福祉課及び支所区民福祉課では、敬老パスの交付を受けた者から当該敬老パスの返還があったときは、名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、敬老パス管理簿に記入して管理することとされている。

敬老パスの管理状況を調査したところ、南陽支所区民福祉課において、敬老パス管理簿の作成がなされていなかった。

名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、敬老パスの管理を適正に行われたい。

（南陽支所区民福祉課）

## **(8) 手提げ金庫内に保管されていた現金の管理について**

各課室で管理している手提げ金庫の内容物を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 中村区民生子ども課において、区社会福祉協議会から資金提供を受けて保管している援護資金の入った封筒のほか、それ以外の団体の名称の書かれた封筒が2通あり、これらの中にはそれぞれ124,790円、44,330円入っていた。

同課によると、これらの現金は、過去に援護資金に用いるため提供を受け、

貸付け等を行っていたものであるが、現在は使用されず、未処理のまま手提げ金庫で保管し続けていたとのことであった。 (中村区民生子ども課)

イ 令和元年 7月 8日に中川区役所の庁舎内に設置されている自動販売機の釣り銭返却口に残っていた現金 900円が未処理のまま、中川区総務課の手提げ金庫で保管されていた。 (中川区総務課)

中村区民生子ども課及び中川区総務課にあつては、これらの現金を適正に処理されたい。

## 第4 意 見

内部統制制度の実施に向けた適正な業務執行を確保するためのチェック機能の強化について

今年度の区役所監査は、従前と同様に、紛失や横領等が発生するリスクが高く、過去の監査においても指摘が繰り返されている、現金や金券類等の管理事務に重点を置いて実施したが、残念ながら、一部の区では、収納金出納簿の査閲、前渡金出納簿への登載・符合確認、金券類等の管理等の事務において、行うべき手続きを行っていないもののほか、預り金や遺留金の管理について、預金口座に預け入れることなく現金のまま保管していたものや台帳の整備が行われていないものなどが見受けられた。こうした状況を見る限り、過去の監査結果（次表を参照）が生かされず、それぞれが自らのこととして真剣に取り組んでいなかったことの表れといえ、今回指摘を受けた区にあっては、監査結果について猛省されたい。

これらの多くは、適正な事務処理を怠っていたことにより発生したもので、為すべきことが為されておらず、また、組織としてチェックする仕組みがあるものの実態を伴って行われておらず、査閲等の仕組みが形骸化している等、組織として職務を遂行する意識や区としての主体性が欠如しているのではないかと懸念される。

また、平成29年度に監査事務局から各区に対し自主点検の実施を依頼しており、中村区から当該点検の結果、未処理の現金等の保管はなかったとの報告を受けていたが、今回、金庫の中から未処理の現金が発見されたことは、公金等の管理に対する意識が著しく欠けており、保管していることに何らの疑問も持たず長期にわたって放置していたことには強い危機感を覚える。

令和 2年度からは内部統制制度が実施されるところであるが、各区においては、実施を目前に控えた現在においてもこのような状況にあるということを重く受け止め、適正な業務執行を確保するため、区長を始めとする管理職のリーダーシップのもと、業務に係る関係規則等の確認を再度行い、組織の一人一人がルールを確実に順守するよう周知徹底するとともに、組織的な管理ができるよう、既存のルールが適正に機能しているか点検を行い、チェック機能の強化を図られたい。

表 平成29年度及び平成30年度の区役所監査・随時監査における主な指摘事項の内容

| 指摘事項の内容                |                                    | 年度 |
|------------------------|------------------------------------|----|
| 前渡金出納簿への<br>登載         | 予算主管課長による査閲が未実施のもの                 | 29 |
|                        | 前渡金出納簿に実際の支払日で登載していなかったもの          | 29 |
| 金券類等の管理                | 金券類等出納簿の残高と現在高が不一致なもの              | 29 |
|                        | 受払いの都度行うべき金券類等出納簿への登載、確認が未実施のもの    | 29 |
|                        | 払出残数を職員個人で管理していたもの                 | 29 |
| 引取者のない遺体に<br>係る遺留物件の管理 | 歳入歳出外現金として受け入れず、現金で保管されていたもの       | 29 |
|                        | 事務処理記録簿等で把握していない現金が保管されていたもの       | 29 |
|                        | 歳入歳出外現金管理台帳の残高と現在高が不一致のもの          | 29 |
| 生活保護受給者等に<br>係る預り金の管理  | 預り金保管台帳に記載のない現金が保管されていたもの          | 29 |
|                        | 1か月ごとにまとめて預り金保管台帳の決裁を行っていたもの       | 29 |
| 生活保護に係る遺留<br>金品の管理     | 相続人調査を未処理のまま放置していたもの               | 30 |
|                        | 保管金出納簿が未作成のもの                      | 30 |
|                        | 定められた場所以外で保管していたもの                 | 30 |
| 緊急援護資金の管理              | 毎月 1回以上行うべき緊急援護資金出納簿等の確認、照合が未実施のもの | 29 |
|                        | 出納の都度行うべき課長等による確認が未実施のもの           | 29 |
|                        | 緊急援護資金出納簿の残高と現在高が不一致のもの            | 29 |
|                        | 職員個人の現金から貸し付けたもの                   | 30 |
| 老人福祉施設の入所<br>者に係る遺留金品  | 遺留品を紛失していたもの                       | 30 |
|                        | 相続人調査を未処理のまま放置していたもの               | 30 |

|            |                                         |    |
|------------|-----------------------------------------|----|
| 福祉特別乗車券の管理 | 福祉特別乗車券返還管理簿が未作成のもの                     | 29 |
|            | 福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書と実際の保管枚数等が不一致のもの     | 29 |
|            | 毎月 1 回行うべき福祉特別乗車券臨時乗車証管理簿等の照合・確認が未実施のもの | 29 |
|            | 未施錠の場所で保管されていたもの                        | 29 |
| 敬老パスの管理    | 敬老パス管理簿に未記載の敬老パスがあったもの                  | 29 |
|            | 返還の都度行うべき課長等による確認が未実施のもの                | 29 |
| 手提げ金庫の内容物  | 現金書留封筒が未開封のまま保管されていたもの                  | 29 |
|            | 拾得した現金が未処理のまま保管されていたもの                  | 29 |

(注) 今年度の区役所監査における指摘事項と類似するものを中心に挙げた。

監 査 種 別      随 時 監 査

監 査 対 象      子ども青少年局   玉野川学園

監 査 期 間      令和元年10月18日から  
令和2年   2月14日まで  
(実地検査：令和元年10月18日)

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度から、毎年度、リスクの高い分野について随時監査を実施している。

今回の監査は、実地検査当日において、現金、金券類等の物品の出納保管状況につき、それらの現在高及び関係帳票等を調査した。

なお、監査は、監査対象局に対して実地検査当日に通知して実施した。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 財産管理事務

備品の管理について

#### (2) 行政運営事務

預り金の管理についてなど 2項目

### 第3 指 摘 事 項

#### 1 財産管理事務

##### 備品の管理について

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品の使用状況について毎年 1回財務会計総合システムに登録された情報等と現物との照合を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされており、玉野川学園では、平成30年度の検査結果は全て適正であったと報告している。

備品の使用状況を調査したところ、財務会計総合システムに登録されている物品のうち、自動手指消毒器や全自動高速高圧滅菌器など現物が見つからないものが複数あった。

玉野川学園によると、平成30年度の検査の際、現物が確認できない備品があったことを把握していたにもかかわらず、原因の調査や廃棄等の手続きを行っていなかったとのことであった。

現物が確認できない備品についてその原因を調査し、備品の使用状況を明らかにしたうえで、必要な手続きを行われたい。

#### 2 行政運営事務

##### (1) 預り金の管理について

玉野川学園では、入所児童の所有する現金、預金通帳、印鑑等（以下「預り金等」という。）を、入所児童又は保護者の依頼に基づき、出納及び管理している。

名古屋市玉野川学園入所児童預り金等管理要綱（以下「預り金等管理要綱」という。）によれば、本市から入所児童に生活訓練費として支給する現金（以下「小遣い」という。）は、事務取扱者（入所児童の生活指導を担当する職員）が預かり、各寮舎の金庫で管理し、その出納は入所児童の能力に応じて事務取扱者の指導のもと現金出納簿に代えて小遣い帳を入所児童本人が記入するものとされている。

また、管理責任者（園長）は毎月 1回、預金通帳、現金と出納簿等関係帳票を照合し、出納の状況を確認するとともに、その結果について預り金業務点検結果報告書により子ども青少年局子ども福祉課長に報告することとされている。

預り金等の管理状況を調査したところ、預り金業務点検結果報告書では関係帳票と現金等の照合の結果、一致しているとの報告であったが、計算誤りがある小遣い帳が散見された。また、毎月の小遣いとは別に支給された研修旅行用小遣いについては、小遣い帳の作成が行われていなかった。

すべての預り金について現金出納簿又は小遣い帳を作成するよう徹底されたい。また、管理責任者は、預り金等管理要綱に基づき、預金通帳、現金と関係帳票との照合を確実に実施されたい。

## (2) 金庫内に保管されていた現金の管理について

事務室で管理している金庫の内容物について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 平成28年度に、既に使われていない寮の清掃を行った際に発見された 7,924 円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

イ 平成25年度に、全国の児童自立支援施設で構成される協議会で実施する事業に、職員を運営委員として選任し、当該協議会の事務に従事させた際に、通信費として支給された現金の残金 2,760円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

これらの現金については、適正に処理されたい。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社  
(事務所所在地：長野県木曾郡王滝村3159番地25)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から  
令和2年 1月24日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「管理公社」という。）は、名古屋市民御岳休暇村（以下「休暇村」という。）の管理運営を行うとともに、自然体験活動をとおして市民等の健康増進、福祉の向上及び児童又は青少年の健全な育成に寄与することを目的として、昭和48年2月に本市の全額出捐により、基本財産 1,000万円をもって設立された。

主な事業内容は、①自然体験事業、②青少年健全育成事業、③健康増進支援事業、④施設貸与及び飲食販売事業、⑤旅客自動車運送事業の実施である。

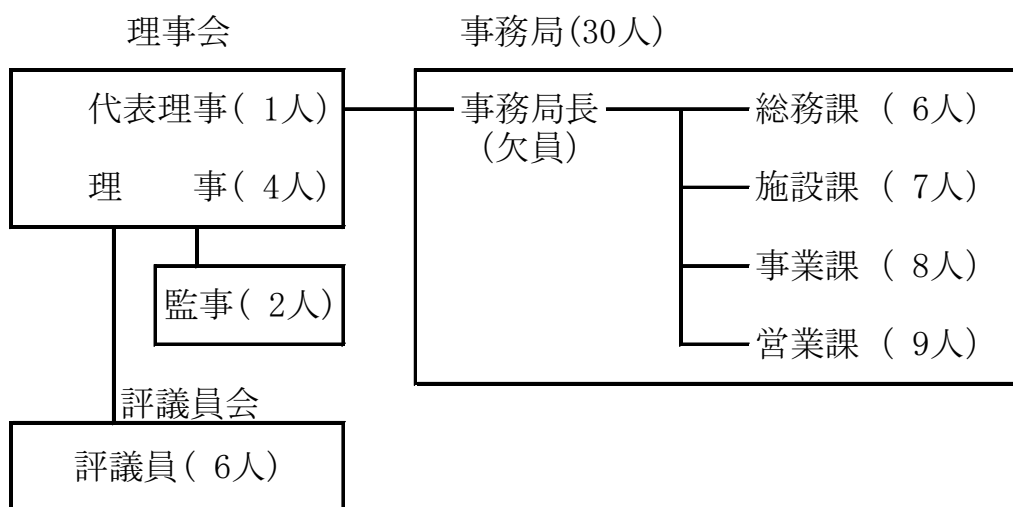
これらの事業を運営するため、理事会、評議員会及び事務局が置かれており、職員数は30人（嘱託員16人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は管理公社を、公の施設である休暇村の指定管理者に指定し、指定管理料 2億 6,258万円を支出している。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

## 機構図

(平成31年 3月31日現在)



## 1 事業状況

### (1) 公益目的事業

#### ア 自然体験事業

ヒノキやカラマツなど50ヘクタールに及ぶ人工林の間伐、枝打ちや広葉樹の植樹などの森林整備を地元や木曽川下流域の市民と協働で進める「市民の森づくり事業」や、王滝村の協力を得て「王滝百草の森」の整備を進めたほか、水資源涵養や地球温暖化防止、生物多様性など、森林が果たす機能と重要性について学ぶ森林体験学習などを行っている。

#### イ 青少年健全育成事業

小・中学生が自然の中での集団生活や自然体験活動を通じて、自然に感動する心や創造性を育む豊かな感性の育成等を目的に、「おんたけ子ども村キャンプ」などの事業を、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」や特定非営利活動法人（NPO）とともに進めている。

#### ウ 健康増進支援事業

森林浴や高地ウォーキング、温泉療養、薬膳料理の提供など豊かな自然環境を活用したプログラムの提供により、市民の健康増進支援事業を実施している。

(2) 収益事業

ア 施設貸与及び飲食販売事業

宿泊に伴う施設貸与や飲食提供を行うとともに、土産物等の販売を行っている。

イ 旅客自動車運送事業

自家用自動車を持たない方や高齢者等が利用できるように、貸切バスによる名古屋・休暇村間の送迎を行っている。

## 2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

### 第1表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

| 科 目                  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 比 較<br>増△減 | 前年度<br>対 比 |
|----------------------|----------|----------|------------|------------|
|                      | 千円       | 千円       | 千円         | %          |
| <b>I 一般正味財産増減の部</b>  |          |          |            |            |
| 1. 経常増減の部            |          |          |            |            |
| (1) 経常収益             |          |          |            |            |
| 基本財産運用益              | 47       | 47       | -          | 100        |
| 特定資産運用益              | 116      | 117      | 1          | 100.8      |
| 受取会費                 | 474      | 3        | △471       | 0.6        |
| 事業収益                 | 79,740   | 60,506   | △19,234    | 75.9       |
| 指定管理料                | 285,891  | 262,583  | △23,307    | 91.8       |
| 雑収益                  | 1,391    | 1,326    | △65        | 95.3       |
| 経常収益計                | 367,661  | 324,584  | △43,077    | 88.3       |
| (2) 経常費用             |          |          |            |            |
| 事業費                  | 346,328  | 301,978  | △44,350    | 87.2       |
| 管理費                  | 20,516   | 19,693   | △822       | 96.0       |
| 経常費用計                | 366,845  | 321,672  | △45,173    | 87.7       |
| 評価損益調整前当期増減額         | 816      | 2,911    | 2,095      | 356.8      |
| 特定資産評価損益             | 16       | 157      | 141        | 970.3      |
| 評価損益等計               | 16       | 157      | 141        | 970.3      |
| 当期経常増減額              | 832      | 3,069    | 2,237      | 368.8      |
| 2. 経常外増減の部           |          |          |            |            |
| (1) 経常外収益            |          |          |            |            |
| 経常外収益計               | -        | -        | -          |            |
| (2) 経常外費用            |          |          |            |            |
| 災害損失                 | 832      | -        | △832       | 皆減         |
| 経常外費用計               | 832      | -        | △832       | 皆減         |
| 当期経常外増減額             | △832     | -        | 832        |            |
| 当期一般正味財産増減額          | -        | 3,069    | 3,069      | 皆増         |
| 一般正味財産期首残高           | 3,714    | 3,714    | -          | 100        |
| 一般正味財産期末残高           | 3,714    | 6,783    | 3,069      | 182.6      |
| <b>II 指定正味財産増減の部</b> |          |          |            |            |
| 基本財産受取利息             | 47       | 47       | -          | 100        |
| 一般正味財産への振替額          | △47      | △47      | -          | 100        |
| 当期指定正味財産増減額          | -        | -        | -          |            |
| 指定正味財産期首残高           | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| 指定正味財産期末残高           | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| <b>III 正味財産期末残高</b>  | 13,714   | 16,783   | 3,069      | 122.4      |

第 2 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在  
 平成30年度 平成31年 3月31日現在

| 科 目           | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 比 較<br>増△減 | 前年度<br>対 比 |
|---------------|----------|----------|------------|------------|
|               | 千円       | 千円       | 千円         | %          |
| I 資産の部        |          |          |            |            |
| 1. 流動資産       |          |          |            |            |
| 現金            | 1,756    | 717      | △1,039     | 40.8       |
| 預金            | 32,122   | 35,370   | 3,247      | 110.1      |
| 未収金           | 202      | 779      | 576        | 385.6      |
| 立替金           | 52       | -        | △52        | 皆減         |
| 前払費用          | 98       | 104      | 5          | 106.1      |
| 貯蔵品           | 2,249    | 2,063    | △185       | 91.7       |
| 流動資産合計        | 36,482   | 39,035   | 2,553      | 107.0      |
| 2. 固定資産       |          |          |            |            |
| (1) 基本財産      |          |          |            |            |
| 投資有価証券        | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| 基本財産合計        | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| (2) 特定資産      |          |          |            |            |
| 退職給付引当資産      | 105,053  | 105,053  | -          | 100        |
| 特定資産合計        | 105,053  | 105,053  | -          | 100        |
| (3) その他の固定資産  |          |          |            |            |
| 什器備品          | 564      | 451      | △112       | 80.0       |
| 権利金（電話加入権）    | 197      | 197      | -          | 100        |
| 保証金           | 2,630    | 2,680    | 50         | 101.9      |
| その他の固定資産合計    | 3,391    | 3,328    | △62        | 98.1       |
| 固定資産合計        | 118,444  | 118,381  | △62        | 99.9       |
| 資産合計          | 154,926  | 157,416  | 2,490      | 101.6      |
| II 負債の部       |          |          |            |            |
| 1. 流動負債       |          |          |            |            |
| 買掛金           | 707      | 377      | △330       | 53.4       |
| 未払金           | 14,493   | 15,981   | 1,487      | 110.3      |
| 未払法人税         | 71       | 71       | -          | 100        |
| 未払消費税         | 2,993    | 3,182    | 189        | 106.3      |
| 未払費用          | 4,142    | 4,484    | 341        | 108.3      |
| 賞与引当金         | 8,820    | 9,033    | 212        | 102.4      |
| 預り金           | 4,929    | 2,449    | △2,480     | 49.7       |
| 流動負債合計        | 36,158   | 35,579   | △579       | 98.4       |
| 2. 固定負債       |          |          |            |            |
| 退職給付引当金       | 105,053  | 105,053  | -          | 100        |
| 固定負債合計        | 105,053  | 105,053  | -          | 100        |
| 負債合計          | 141,212  | 140,633  | △579       | 99.6       |
| III 正味財産の部    |          |          |            |            |
| 1. 指定正味財産     |          |          |            |            |
| 寄付金           | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| 指定正味財産合計      | 10,000   | 10,000   | -          | 100        |
| （うち基本財産への充当額） | (10,000) | (10,000) | (-)        | (100)      |
| 2. 一般正味財産     | 3,714    | 6,783    | 3,069      | 182.6      |
| 正味財産合計        | 13,714   | 16,783   | 3,069      | 122.4      |
| 負債及び正味財産合計    | 154,926  | 157,416  | 2,490      | 101.6      |

## 第2 団体に対する監査

### 1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

### 2 指摘事項

#### (1) 領収書の管理について

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社経理規程（以下「経理規程」という。）によると、未使用の領収書用紙の冊（以下「領収書冊」という。）には、一連の通し番号を附してその残高を明確にしなければならないとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、現に使用している領収書冊には通し番号が附されていたが、未使用の領収書冊には通し番号が附されておらず、管理公社によると、領収書冊の使用開始時に通し番号を附しているとのことであった。

領収書冊の受入れ時に一連の通し番号を附されたい。また、管理状況を明確にするため、本市の例を参考に、領収書管理簿による領収書冊の管理を検討されたい。

#### (2) 固定資産の管理について

経理規程によると、固定資産管理責任者である事務局長は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地等の所要事項を記録し、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならず、毎会計年度 1回以上固定資産台帳と現物とを照合し、その実在性を確かめなければならないとされている。

固定資産の管理状況を調査したところ、固定資産台帳が設けられておらず、管理公社によると、現物との照合を行っていなかった。

経理規程に基づき、速やかに固定資産台帳を作成し、毎会計年度 1回以上の現物との照合を実施されたい。

### (3) 退職給付引当金の計上について

管理公社では、経理規程において、職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する額を退職給付引当金として計上することを引当金の計算基準（以下「引当基準」という。）として定めている。

平成30年度末の退職給付引当金を調査したところ、平成30年度末における退職給付の自己都合要支給額が 114,520,632円であったにも関わらず、退職給付引当金は 105,053,527円しか計上されていなかった。

管理公社によると、退職給付引当金の額と同額の特定資産の計上が必要であるとの誤解のもと、特定資産の増額が困難であったため、引当基準によることなく、平成29年度末の特定資産の額を退職給付引当金として計上してしまったとのことであった。

経理規程に基づき、退職給付引当金を引当基準どおり計上されたい。

## 3 意見

平成29年 6月25日の長野県南部地震の発生により、同日以降セントラルロッジの休館が続いていることが大きく影響し、キャンプ場や地元の他の宿泊施設を利用して体験企画事業等を続けてきたものの、この間、施設の利用者数、事業への参加者数はいずれも減少した。

こうした中、セントラルロッジについては、令和 2年 4月からの営業再開に向け、令和元年11月の予約受付の開始以降、過去に休暇村を利用した方に再開の案内を行う等、広報活動に取り組んでいるが、こうしたリピーター客の確保もさることながら、これまで比較的少なかった若年層への情報発信や、魅力ある施設や事業を提供していくことで、利用者層の拡大を図っていくことも重要である。

管理公社においては、本市や地元自治体、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」、その育成支援を行っているNPO等とのより一層の連携・協働のもと、幅広い年齢層に休暇村の魅力を発信し、さらなる利用者数の増加に繋がるよう具体的な方策を講じられたい。

### 第3 観光文化交流局に対する監査

管理公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、管理公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別      出資団体監査

監 査 対 象      公益財団法人名古屋産業振興公社  
                    (事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間      令和元年    8月    1日から  
                    令和2年    2月 13日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

市民経済局所管の出資団体である公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「振興公社」という。）は、産業技術に関する研究開発の促進、人材の育成及び見本市・展示会の開催等を通じて、既存産業の高度化と新たな産業の創造・育成を図ることにより、中部圏の中核たる本市の産業振興に寄与することを目的として、平成 8年 2月に財団法人名古屋都市産業振興公社として設立された。同年 4月以降、公社の実質的な母体である財団法人名古屋市見本市協会（昭和42年 3月設立、平成 8年 3月末解散）の職員、事業、財産を順次引き継いだ。

平成22年 9月に、工業技術の普及啓発に関する各種事業を行い、地元企業の工業技術の向上を図り、もって本市の産業の振興に寄与することを目的として設立された財団法人名古屋市工業技術振興協会（昭和54年 9月設立）と合併し、名称を財団法人名古屋産業振興公社に変更した。平成24年 4月には、公益財団法人に移行し、今日に至っている。

振興公社の基本財産は 2億 1,539万円であり、そのうち本市の出捐額は 1億 2,000万円である。

事業内容は、①先端技術研究開発推進事業、②プラズマ技術産業応用支援事業、③共同研究事業、④研究開発促進事業、⑤新事業創出支援事業、⑥普及啓発・情報

提供事業、⑦産業人材育成事業、⑧工業技術情報提供事業、⑨経済交流・誘致促進事業、⑩関係団体事務受託事業、⑪産業振興施設の管理運営の公益目的事業、⑫施設管理附帯事業、⑬吹上及び吹上中央帯駐車場の管理運営の収益事業である。

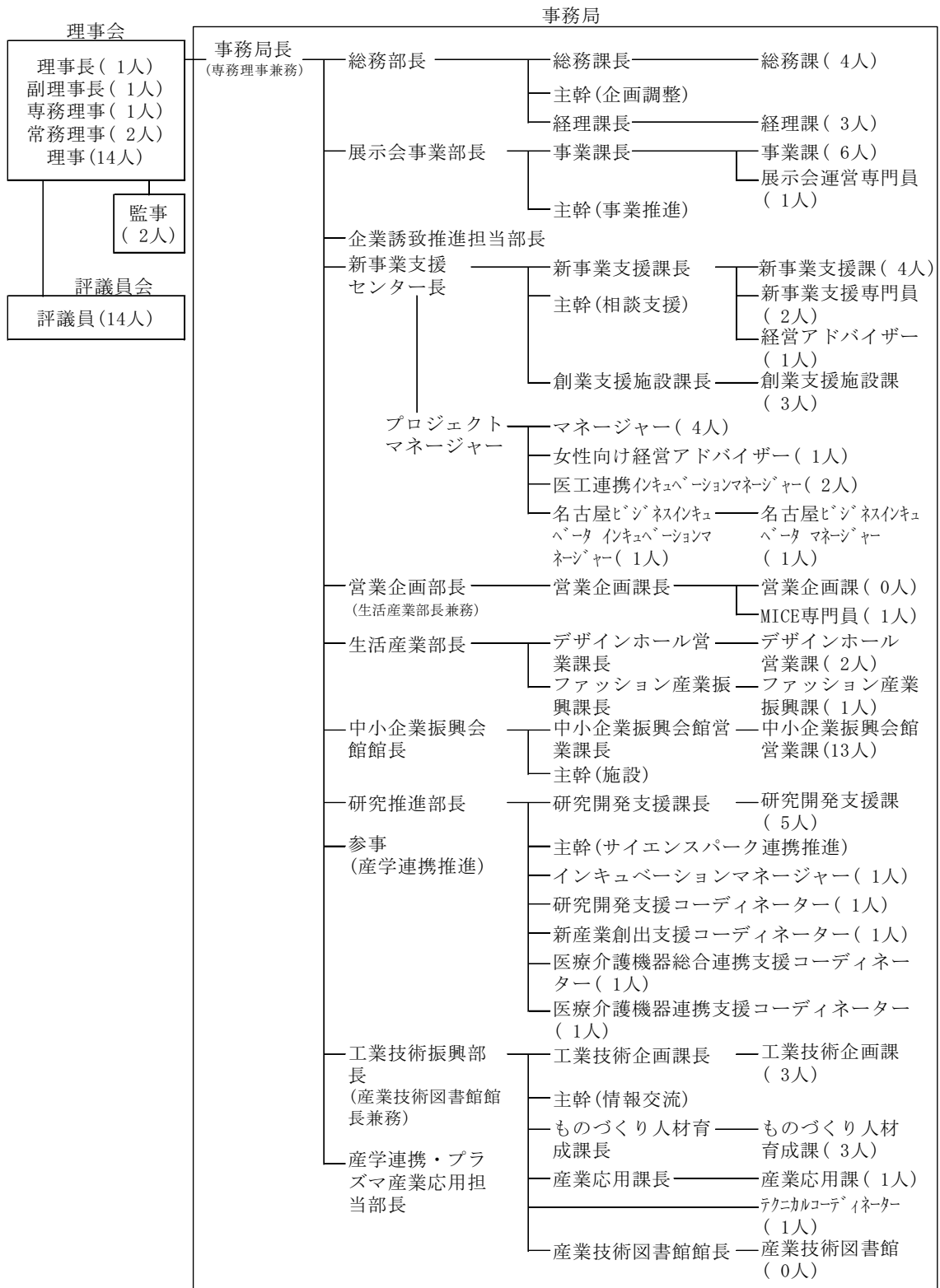
これらの事業を運営するため、理事会、監事、評議員会及び事務局が置かれており、事務局の職員数は96人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員54人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は振興公社に対して、中小企業の経営診断等を行う事業等に対する補助金として 5億 5,752万円を支出するとともに、公の施設である名古屋市中小企業振興会館（以下「中小企業振興会館」という。）の指定管理者に指定し、指定管理料 4,676万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 機構図

(平成31年 3月31日現在)



## 1 事業状況

### (1) 公益目的事業

#### ア 先端技術研究開発推進事業

産業応用を見据えた先端技術の研究開発を支援するため、なごやサイエンスパーク内の研究開発センターを地域の研究機関等に提供した。

#### イ プラズマ技術産業応用支援事業

地域の中小企業にプラズマ技術を普及させ、技術革新を促すため、工業研究所と連携して、プラズマに関する技術支援や講演会の開催などを通じてプラズマ技術全般に関する情報提供を実施した。

#### ウ 共同研究事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るため、基盤技術を担う中小企業、研究開発等の研究開発事業の運営管理及び研究開発を行った。

#### エ 研究開発促進事業

中小企業をはじめとする産業界の研究開発機能を強化するため、研究会や講演会の開催を通じて、産・学・行政の連携活動を支援するとともに、本市からの委託事業として、新技術等の応用により新商品や新サービスの開発を目指すための研究会の運営を行った。

#### オ 新事業創出支援事業

創業や新たな事業展開を進めようとする中小企業の支援のため、中小企業診断士等の資格を有するマネージャー等による窓口相談、企業訪問、経営診断、創業研修等を行ったほか、都市型工業団地等の創業支援施設の入居企業に対し、総合的な支援を行った。

#### カ 普及啓発・情報提供事業

科学技術に関するイベント等の市民向け啓発事業やナゴヤファッション協会と共同でファッションコンテストを開催したほか、産業技術図書館におい

て内外の技術図書等を無料で閲覧に供するなどの情報提供を行った。

キ 産業人材育成事業

中小企業におけるものづくり人材の育成のため、技術開発能力強化のための研修・実習や産業界が抱える共通の課題に対応するための現場管理者・技術者向け講習会等を開催した。

ク 工業技術情報提供事業

講演会や先進工場見学会を開催するなど、工業技術に関する情報提供を行った。

ケ 経済交流・誘致促進事業

関係機関と連携し外資系企業の名古屋への誘致促進を行うとともに、関係団体と共同で見本市や展示会を開催した。

コ 関係団体事務受託事業

企業や研究者を会員とする産業技術関係団体が行う研究・技術の交流事業等を支援するため、当該団体からの受託事務を行った。

サ 産業振興施設の管理運営

中小企業振興会館について、指定管理者の指定（指定管理期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）を受け、施設の管理運営を行った。また、デザインホール、都市型工業団地、サイエンス交流プラザの管理運営を行った。利用実績は第1表のとおりである。

第 1 表 産業振興施設の利用実績

| 区 分                 |       | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------|-------|----------|----------|----------|
| 中小企業振興会館            |       |          |          |          |
| 吹 上 ホ ー ル           | 利用件数  | 90 件     | 88 件     | 97 件     |
|                     | 利用日数  | 261 日    | 254 日    | 269 日    |
| 第 1 ファッション<br>展 示 場 | 利用件数  | 108 件    | 104 件    | 106 件    |
|                     | 利用日数  | 250 日    | 247 日    | 255 日    |
| 第 2 ファッション<br>展 示 場 | 利用件数  | 87 件     | 88 件     | 102 件    |
|                     | 利用日数  | 202 日    | 218 日    | 226 日    |
| 国際展示場               |       |          |          |          |
| 第 1 展 示 館           | 利用件数  | 27 件     | 23 件     |          |
|                     | 利用日数  | 75 日     | 93 日     |          |
| 第 2 展 示 館           | 利用件数  | 69 件     | 74 件     |          |
|                     | 利用日数  | 188 日    | 202 日    |          |
| 第 3 展 示 館           | 利用件数  | 73 件     | 75 件     |          |
|                     | 利用日数  | 226 日    | 232 日    |          |
| デザインホール             | 利用件数  | 155 件    | 144 件    | 140 件    |
|                     | 利用日数  | 240 日    | 228 日    | 225 日    |
| 都市型工業団地             |       |          |          |          |
| nabi/金山             | 入 居 数 | 23 社     | 23 社     | 21 社     |
| nabi/白金             | 入 居 数 | 36 社     | 33 社     | 29 社     |
| サイエンス交流プラザ          |       |          |          |          |
| インキュベータ             | 入 居 数 | 7 室      | 8 室      | 7 室      |
| 大会議室                | 利用件数  | 32 件     | 33 件     | 29 件     |
| 中会議室                | 利用件数  | 68 件     | 67 件     | 71 件     |

(注 1) 振興公社は平成29年度まで国際展示場の指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行っていたが、平成30年度からは別の事業者が指定管理者の指定を受けている。

(注 2) 入居数については、各年度 3月31日現在の数字を掲げた。

## (2) 収益事業

### ア 施設管理附帯事業

中小企業振興会館等の施設管理運営に附帯する備品の貸出業務や自動販売機の維持管理を行った。

### イ 吹上及び吹上中央帯駐車場の管理運営

中小企業振興会館に隣接する吹上及び吹上中央帯駐車場について、タイムズ24株式会社と振興公社で構成する吹上駐車場管理運営共同体として指定管理者の指定（指定管理期間：平成26年 4月 1日～平成31年 3月31日）を受け、施設の管理運営を行った。

## 2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月1日～平成30年 3月31日  
 平成30年度 平成30年 4月1日～平成31年 3月31日

| 科 目                  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 比較<br>増△減 | 前年度<br>対比 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                      | 千円        | 千円        | 千円        | %         |
| <b>I 一般正味財産増減の部</b>  |           |           |           |           |
| 1. 経常増減の部            |           |           |           |           |
| (1) 経常収益             |           |           |           |           |
| ① 基本財産運用益            | 1,286     | 1,206     | △80       | 93.7      |
| ② 受取賛助費              | 9,030     | 8,775     | △255      | 97.2      |
| ③ 事業収益               | 378,439   | 475,850   | 97,411    | 125.7     |
| ④ 受取補助金等             | 724,876   | 711,686   | △13,189   | 98.2      |
| ⑤ 受託事業収益             | 30,048    | 13,926    | △16,122   | 46.3      |
| ⑥ 指定管理事業収益           | 981,416   | 690,521   | △290,895  | 70.4      |
| ⑦ 受取寄付金              | －         | 30,006    | 30,006    | 皆増        |
| ⑧ 雑収益                | 1,327     | 1,764     | 437       | 132.9     |
| 経常収益計                | 2,126,425 | 1,933,737 | △192,688  | 90.9      |
| (2) 経常費用             |           |           |           |           |
| ① 事業費                | 2,088,953 | 1,924,896 | △164,056  | 92.1      |
| ② 管理費                | 14,517    | 14,660    | 142       | 101.0     |
| 経常費用計                | 2,103,471 | 1,939,556 | △163,914  | 92.2      |
| 当期経常増減額              | 22,954    | △5,819    | △28,773   |           |
| 2. 経常外増減の部           |           |           |           |           |
| (1) 経常外収益            |           |           |           |           |
| ① 固定資産売却益            | 1,757     | －         | △1,757    | 皆減        |
| ② 固定資産受贈益            | －         | 1,718     | 1,718     | 皆増        |
| ③ 雑収益                | 17,511    | 294       | △17,216   | 1.7       |
| 経常外収益計               | 19,268    | 2,013     | △17,255   | 10.4      |
| (2) 経常外費用            |           |           |           |           |
| ① 固定資産除却損            | 7,928     | 792       | △7,136    | 10.0      |
| ② 固定資産売却損            | 579       | －         | △579      | 皆減        |
| ③ 支払寄付金              | 2,611     | 0         | △2,611    | 0.0       |
| ④ 雑費                 | 49        | 303       | 253       | 609.8     |
| 経常外費用計               | 11,168    | 1,095     | △10,073   | 9.8       |
| 当期経常外増減額             | 8,100     | 917       | △7,182    | 11.3      |
| 税引前当期一般正味財産増減額       | 31,054    | △4,901    | △35,955   |           |
| 法人税、住民税及び事業税         | 16,928    | 5,180     | △11,748   | 30.6      |
| 当期一般正味財産増減額          | 14,125    | △10,081   | △24,207   |           |
| 一般正味財産期首残高           | 786,943   | 801,069   | 14,125    | 101.8     |
| 一般正味財産期末残高           | 801,069   | 790,987   | △10,081   | 98.7      |
| <b>II 指定正味財産増減の部</b> |           |           |           |           |
| ① 受取補助金等             | 10,117    | 2,127     | △7,989    | 21.0      |
| ② 受取寄付金              | －         | 157,739   | 157,739   | 皆増        |
| ③ 基本財産運用益            | 1,286     | 1,206     | △80       | 93.7      |
| ④ 一般正味財産への振替額        | △3,138    | △33,812   | △30,674   | 1,077.5   |
| 当期指定正味財産増減額          | 8,266     | 127,261   | 118,995   | 1,539.5   |
| 指定正味財産期首残高           | 218,985   | 227,251   | 8,266     | 103.8     |
| 指定正味財産期末残高           | 227,251   | 354,512   | 127,261   | 156.0     |
| <b>III 正味財産期末残高</b>  | 1,028,320 | 1,145,500 | 117,179   | 111.4     |

第 3表 比較貸借対照表

| 科 目                     | 平成29年度<br>平成30年度 |           | 平成30年 3月31日現在<br>平成31年 3月31日現在 |           |
|-------------------------|------------------|-----------|--------------------------------|-----------|
|                         | 平成 29 年度         | 平成 30 年度  | 比較<br>増△減                      | 前年度<br>対比 |
|                         | 千円               | 千円        | 千円                             | %         |
| I 資産の部                  |                  |           |                                |           |
| 1. 流動資産                 |                  |           |                                |           |
| 現金預金                    | 488,729          | 453,637   | △35,092                        | 92.8      |
| 未収金                     | 250,519          | 189,471   | △61,048                        | 75.6      |
| 前払費用                    | 1,234            | 12,801    | 11,566                         | 1,037.0   |
| 立替金                     | 7,989            | 1,319     | △6,670                         | 16.5      |
| 有価証券                    | －                | 22        | 22                             | 皆増        |
| 商品                      | 225              | 301       | 76                             | 133.8     |
| 貸倒引当金                   | △1,023           | △761      | 262                            | 74.4      |
| 流動資産合計                  | 747,675          | 656,791   | △90,883                        | 87.8      |
| 2. 固定資産                 |                  |           |                                |           |
| (1) 基本財産                |                  |           |                                |           |
| 投資有価証券                  | 215,390          | 215,390   | －                              | 100       |
| 基本財産合計                  | 215,390          | 215,390   | －                              | 100       |
| (2) 特定資産                |                  |           |                                |           |
| 退職給付引当資産                | 65,988           | 62,171    | △3,817                         | 94.2      |
| 減価償却引当資産                | 112,960          | 86,500    | △26,460                        | 76.6      |
| 運営強化積立資産                | 26,754           | 26,754    | －                              | 100       |
| 返済資金積立資産                | 92,000           | 46,000    | △46,000                        | 50.0      |
| 預り保証金積立資産               | 26,308           | 26,814    | 505                            | 101.9     |
| 名古屋ビジネスインキュベータ資産取得・改良資金 | 182,000          | 185,400   | 3,400                          | 101.9     |
| 見本市・展示会事業運営積立資産         | －                | 127,733   | 127,733                        | 皆増        |
| 建物                      | 743              | 676       | △67                            | 91.0      |
| 建物附属設備                  | 6,560            | 5,980     | △580                           | 91.2      |
| 構築物                     | 0                | －         | △0                             | 皆減        |
| 機械装置                    | 0                | 0         | －                              | 100       |
| 什器備品                    | 1,805            | 2,447     | 641                            | 135.6     |
| ソフトウェア                  | 2,752            | 2,285     | △466                           | 83.1      |
| 特定資産合計                  | 517,874          | 572,764   | 54,889                         | 110.6     |
| (3) その他固定資産             |                  |           |                                |           |
| 建物                      | 950,141          | 937,811   | △12,329                        | 98.7      |
| 建物附属設備                  | 17,425           | 14,087    | △3,337                         | 80.8      |
| 構築物                     | 4,192            | 3,626     | △565                           | 86.5      |
| 機械装置                    | 84               | 60        | △24                            | 71.4      |
| 車両運搬具                   | 507              | 1,238     | 731                            | 244.1     |
| 什器備品                    | 8,458            | 6,890     | △1,568                         | 81.5      |
| ソフトウェア                  | 3,512            | 3,602     | 89                             | 102.5     |
| 長期前払費用                  | 85,098           | 79,304    | △5,794                         | 93.2      |
| 投資有価証券                  | 34,022           | 44,600    | 10,578                         | 131.1     |
| その他固定資産合計               | 1,103,442        | 1,091,221 | △12,221                        | 98.9      |
| 固定資産合計                  | 1,836,707        | 1,879,375 | 42,668                         | 102.3     |
| 資産合計                    | 2,584,382        | 2,536,167 | △48,215                        | 98.1      |

| 科 目           | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 比較<br>増△減 | 前年度<br>対比 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|               | 千円        | 千円        | 千円        | %         |
| Ⅱ 負債の部        |           |           |           |           |
| 1. 流動負債       |           |           |           |           |
| 未払金           | 182,428   | 110,396   | △72,032   | 60.5      |
| 未払法人税等        | 16,928    | 5,180     | △11,748   | 30.6      |
| 前受金           | 178,448   | 197,814   | 19,366    | 110.9     |
| 1年内返済予定長期借入金  | 97,852    | 83,197    | △14,655   | 85.0      |
| 預り金           | 7,634     | 7,818     | 183       | 102.4     |
| 流動負債合計        | 483,292   | 404,405   | △78,886   | 83.7      |
| 2. 固定負債       |           |           |           |           |
| 長期借入金         | 980,472   | 897,275   | △83,197   | 91.5      |
| 退職給付引当金       | 65,988    | 62,171    | △3,817    | 94.2      |
| 預り保証金         | 26,308    | 26,814    | 505       | 101.9     |
| 固定負債合計        | 1,072,769 | 986,260   | △86,509   | 91.9      |
| 負債合計          | 1,556,062 | 1,390,666 | △165,395  | 89.4      |
| Ⅲ 正味財産の部      |           |           |           |           |
| 1. 指定正味財産     |           |           |           |           |
| 地方公共団体補助金     | 6,493     | 5,947     | △545      | 91.6      |
| 国庫補助金         | 5,367     | 5,441     | 74        | 101.4     |
| 寄付金           | 215,390   | 343,123   | 127,733   | 159.3     |
| 指定正味財産合計      | 227,251   | 354,512   | 127,261   | 156.0     |
| (うち基本財産への充当額) | (215,390) | (215,390) | (-)       | (100)     |
| (うち特定資産への充当額) | (11,861)  | (139,122) | (127,261) | (1,172.9) |
| 2. 一般正味財産     | 801,069   | 790,987   | △10,081   | 98.7      |
| (うち特定資産への充当額) | (321,715) | (298,655) | (△23,060) | (92.8)    |
| 正味財産合計        | 1,028,320 | 1,145,500 | 117,179   | 111.4     |
| 負債及び正味財産合計    | 2,584,382 | 2,536,167 | △48,215   | 98.1      |

## 第2 団体に対する監査

### 1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

### 2 指摘事項

#### (1) 備品の管理について

振興公社では、指定管理者として管理している中小企業振興会館において、指定管理の基本協定に基づき業務の遂行に必要な備品について本市から無償で貸与を受けており、基本協定には貸与備品の管理方法や本市が新規購入した備品の貸与を受ける際の手続きなどが定められている。

また、本市と振興公社は、本市が所有するサイエンス交流プラザについて無償貸付契約を締結し、振興公社は当該契約において当該施設内の本市所有の備品についても貸与を受けている。

振興公社における備品の管理について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

#### ア 中小企業振興会館における貸与備品の管理

(ア) 平成29年度に本市が新規購入し振興公社が貸与を受けた備品について、貼付しなければならない備品小票が貼付されていなかった。

(イ) 貸与備品は、その内訳を記した物品関係内訳書で管理しなければならないが、備品の買替え時に物品関係内訳書の更新がなされておらず、実際の備品と物品関係内訳書の記載が一致しないものがあった。

(ウ) 使用しない貸与備品があるときは、指定管理者はその旨を本市に通知しなければならないとされているが、貸与備品である絵画が使用されずに倉庫（吹上ホール 2階）に格納された状態となっていたにも関わらずその旨を本市に通知していなかった。

## イ サイエンス交流プラザにおける貸与備品の管理

契約において貸与備品の品目が個別具体的に定められていなかった。

中小企業振興会館における貸与備品については、基本協定で定める手続きに基づき適正に管理されたい。また、サイエンス交流プラザにおける貸与備品については、品目を個別具体的に定められたい。

## (2) 賞与引当金の計上について

賞与引当金は、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金である。

振興公社の賞与について調査したところ、平成30年12月 2日から令和元年 6月 1日を支給対象期間とする賞与を令和元年 6月28日に支給していたが、平成31年 3月31日までの支給見込額について、平成30年度の貸借対照表において賞与引当金として計上しておらず、支給期日が属する令和元年度において一括して費用計上を行っていた。

支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金を計上されたい。

## (3) 資産除去債務の計上について

資産除去債務とは、有形固定資産の除去に関して契約等で要求される法律上の義務であり、有形固定資産の取得等によって、当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務が生じる場合には、資産除去債務として負債に計上しなければならないとされている。

ただし、資産除去債務を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、その場合でも、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由を財務諸表に注記しなければならないとされている。

振興公社の財務諸表を調査したところ、本市から借り受けた土地上に有形固定資産である建物を 2棟（nabi／金山、nabi／白金）所有しており、本市と締結した土地貸付契約書には貸付期間の満了時等における原状回復義務の記載があるものの、財務諸表には資産除去債務は計上されておらず、注記もなかった。

振興公社によると、nabi／金山の土地については貸付期間の自動延長の条項があるため、原状回復にかかる債務の履行時期を予測することができないこと、nabi／白金については自動延長の条項は無いが、貸付期間満了後も事業を継続実施する予定であり、原状回復にかかる債務の履行時期を予測することができないことから、いずれも合理的に見積もることができないとして、資産除去債務を計上していないとのことであった。

有形固定資産の資産除去債務について、土地貸付契約の内容との整合性を図ったうえで、財務諸表に適切に反映されたい。

### 3 意見

振興公社の平成30年度末の長期借入金残高は約 9億 8,000万円であり、これは、愛知県と本市から都市型工業団地の整備のために借り入れたもので、これまで返済を行ってきたが、今年度は約 8,300万円、令和 2年度から 9年度までは毎年約 8,800万円、10年度から12年度までは毎年約 6,200万円の返済が必要となる。

一方、振興公社の経営状況を見ると、平成30年度から国際展示場の指定管理者の指定を受けられなくなったことに伴い、収益事業である施設管理附帯事業における収益が大幅に減少し、収支が悪化しているところであり、また、都市型工業団地の入居率についても減少傾向にあり、経営戦略計画の目標値を下回っている（第 4表を参照）。

また、返済の原資として返済資金積立資産が計上されているものの、平成30年度末での残額は 4,600万円となっており、今年度の返済をもってすべて取り崩されることが見込まれる。

返済の原資となる資金の確保のためには、都市型工業団地の入居率を向上させ、収益の増加を図る必要があることから、利用者のニーズを的確に把握したうえで、施設の機能向上や他の起業支援機関等との連携強化など、都市型工業団地の入居率向上に向けた取組みをより一層推進されたい。

第 4表 都市型工業団地の入居率

| 区分  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
|-----|-------|-------|-------|
| 目標値 | —     | 76.0% | 78.0% |
| 実績値 | 75.0% | 71.3% | 70.8% |

(注) 目標値は、経営戦略計画（計画期間：平成29年度～令和元年度）で定めたものを、実績値は各年度における実績値を掲げた。

### 第3 市民経済局に対する監査

#### 1 概要

振興公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、振興公社に対する事務の執行について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### 2 指摘事項

##### 備品の管理について

振興公社に指摘したとおり、サイエンス交流プラザにおける貸与備品について、契約において貸与備品の品目が個別具体的に定められていなかった。

貸与備品の品目を個別具体的に定めていない状態は、本市の財産である備品の管理状況としては不十分な状態である。

サイエンス交流プラザにおける貸与備品の品目を個別具体的に定め、備品を適正に管理されたい。

監 査 種 別      出資団体監査

監 査 対 象      名古屋市土地開発公社  
                    (事務所所在地：中区三の丸三丁目 1番 1号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間      令和元年    8月    1日から  
                    令和2年    2月 14日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

財政局所管の出資団体である名古屋市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、財団法人名古屋環状二号線開発公社（昭和40年11月設立）を母体として、昭和48年 4月に設立された。

開発公社の基本財産は 2,000万円であり、全額本市の出資である。

事業内容は、公有地取得事業及び附帯等事業である。

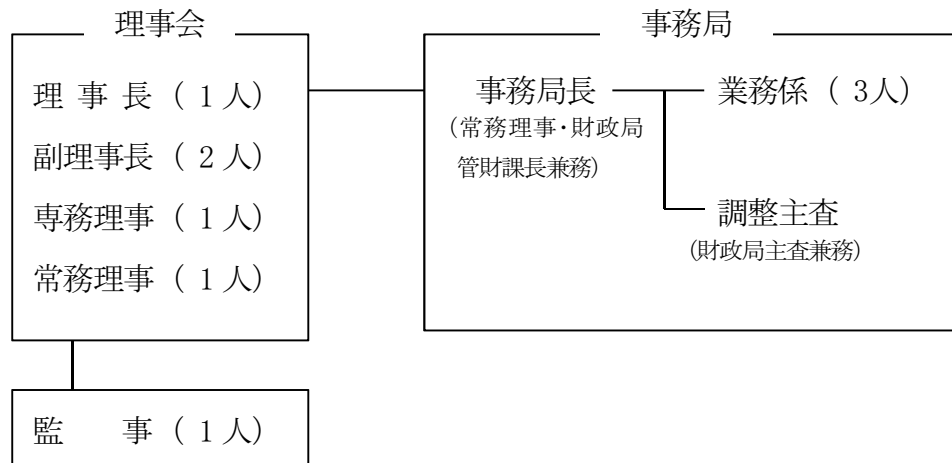
これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 3人（財政局職員が兼務の事務局長及び調整主査を除く。嘱託員 1人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は開発公社に対して、用地取得資金借入金に係る利子等補助金として 2,432万円を支出している。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 公有地取得事業

公有地の保有状況は、第 1表のとおりである。

第 1表 公有地の保有状況

| 区分  |     | 平成28年度末                      |                               | 平成29年度末                      |                           | 平成30年度末                      |                            |
|-----|-----|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|----------------------------|
|     |     |                              | 比較<br>増△減                     |                              | 比較<br>増△減                 |                              | 比較<br>増△減                  |
| 面積  | 道 路 | m <sup>2</sup><br>9, 026. 24 | m <sup>2</sup><br>△1, 033. 10 | m <sup>2</sup><br>8, 944. 22 | m <sup>2</sup><br>△82. 02 | m <sup>2</sup><br>8, 365. 90 | m <sup>2</sup><br>△578. 32 |
|     | 公 園 | 102, 754. 14                 | △10, 714. 13                  | 86, 770. 60                  | △15, 983. 54              | 72, 549. 79                  | △14, 220. 81               |
|     | 教 育 | 20, 098. 55                  | △7, 400. 45                   | 12, 698. 30                  | △7, 400. 25               | –                            | △12, 698. 30               |
|     | その他 | 63, 706. 28                  | △55, 358. 43                  | 8, 119. 81                   | △55, 586. 47              | –                            | △8, 119. 81                |
|     | 計   | 195, 585. 21                 | △74, 506. 11                  | 116, 532. 93                 | △79, 052. 28              | 80, 915. 69                  | △35, 617. 24               |
| 保有高 | 道 路 | 千円<br>1, 702, 994            | 千円<br>△297, 238               | 千円<br>1, 685, 185            | 千円<br>△17, 808            | 千円<br>1, 512, 920            | 千円<br>△172, 265            |
|     | 公 園 | 12, 111, 414                 | △1, 512, 502                  | 10, 385, 250                 | △1, 726, 163              | 8, 439, 825                  | △1, 945, 425               |
|     | 教 育 | 2, 638, 908                  | △885, 341                     | 1, 749, 572                  | △889, 336                 | –                            | △1, 749, 572               |
|     | その他 | 14, 545, 404                 | △5, 229, 848                  | 9, 134, 388                  | △5, 411, 015              | –                            | △9, 134, 388               |
|     | 計   | 30, 998, 722                 | △7, 924, 931                  | 22, 954, 398                 | △8, 044, 323              | 9, 952, 745                  | △13, 001, 652              |

(2) 附帯等事業

保有土地の有効活用のため、駐車場及び工事用の資材置場等として一時貸付けを行っている。

一時貸付けの状況は、第 2表のとおりである。

第 2表 一時貸付けの状況

| 区 分              |       | 平成28年度      |              | 平成29年度      |           | 平成30年度      |           |
|------------------|-------|-------------|--------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                  |       |             | 比較<br>増△減    |             | 比較<br>増△減 |             | 比較<br>増△減 |
| 件<br>数           | 駐車場   | 件<br>26     | 件<br>△3      | 件<br>30     | 件<br>4    | 件<br>21     | 件<br>△9   |
|                  | 資材置場等 | 29          | －            | 15          | △14       | 13          | △2        |
|                  | 計     | 55          | △3           | 45          | △10       | 34          | △11       |
| 収<br>入<br>金<br>額 | 駐車場   | 千円<br>7,493 | 千円<br>△3,272 | 千円<br>8,280 | 千円<br>787 | 千円<br>8,870 | 千円<br>589 |
|                  | 資材置場等 | 7,652       | △4,383       | 4,376       | △3,276    | 2,913       | △1,462    |
|                  | 計     | 15,146      | △7,655       | 12,657      | △2,489    | 11,783      | △873      |

## 2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第 3表 比較損益計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

| 科目                 | 平成29年度      | 平成30年度       | 比較<br>増△減   | 前年度<br>対比 |
|--------------------|-------------|--------------|-------------|-----------|
|                    | 千円          | 千円           | 千円          | %         |
| 事業収益               | 8, 123, 731 | 13, 060, 765 | 4, 937, 033 | 160. 8    |
| 公有地取得事業収益          | 8, 044, 609 | 13, 001, 699 | 4, 957, 090 | 161. 6    |
| 借入金支払利息収益          | 35, 466     | 24, 327      | △11, 138    | 68. 6     |
| 事務費収益              | 30, 998     | 22, 954      | △8, 044     | 74. 0     |
| 附帯等事業収益            | 12, 657     | 11, 783      | △873        | 93. 1     |
| 事業原価               | 8, 082, 171 | 13, 027, 749 | 4, 945, 577 | 161. 2    |
| 公有地取得事業原価          | 8, 044, 609 | 13, 001, 699 | 4, 957, 090 | 161. 6    |
| 支払利息               | 35, 466     | 24, 327      | △11, 138    | 68. 6     |
| 附帯等事業原価            | 2, 096      | 1, 721       | △374        | 82. 1     |
| 事業総利益              | 41, 559     | 33, 016      | △8, 543     | 79. 4     |
| 販売費及び一般管理費         | 40, 385     | 39, 434      | △951        | 97. 6     |
| 事業利益又は<br>事業損失 (△) | 1, 174      | △6, 417      | △7, 591     |           |
| 事業外収益              | 758         | 735          | △23         | 96. 9     |
| 受取利息               | 59          | 65           | 6           | 111. 0    |
| 雑収益                | 699         | 669          | △29         | 95. 7     |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) | 1, 932      | △5, 682      | △7, 615     |           |
| 特別利益               | －           | 5, 682       | 5, 682      | 皆増        |
| 当期純利益              | 1, 932      | －            | △1, 932     | 皆減        |

第 4 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在  
平成30年度 平成31年 3月31日現在

| 科目                 | 平成29年度     | 平成30年度     | 比較増△減       | 前年度対比 |
|--------------------|------------|------------|-------------|-------|
|                    | 千円         | 千円         | 千円          | %     |
| 資産の部               |            |            |             |       |
| Ⅰ 流動資産             |            |            |             |       |
| 現金及び預金             | 478,288    | 456,737    | △21,550     | 95.5  |
| 公有用地               | 22,954,398 | 9,952,745  | △13,001,652 | 43.4  |
| 未収金                | 1,118,270  | 245,544    | △872,725    | 22.0  |
| 流動資産合計             | 24,550,956 | 10,655,028 | △13,895,928 | 43.4  |
| Ⅱ 固定資産             |            |            |             |       |
| 投資その他の資産           |            |            |             |       |
| 基本財産見合預金           | 20,000     | 20,000     | -           | 100   |
| 長期定期預金             | 211        | 35         | △176        | 16.6  |
| 固定資産合計             | 20,211     | 20,035     | △176        | 99.1  |
| 資産合計               | 24,571,168 | 10,675,063 | △13,896,104 | 43.4  |
| 負債の部               |            |            |             |       |
| Ⅰ 流動負債             |            |            |             |       |
| 未払金                | 2,252      | 22,334     | 20,081      | 991.3 |
| 1年以内返済予定<br>の長期借入金 | 11,905,068 | 4,650,000  | △7,255,068  | 39.1  |
| 未払費用               | 1,987,826  | 53         | △1,987,772  | 0.0   |
| 預り金                | 239        | 176        | △62         | 73.8  |
| 賞与引当金              | 1,365      | 951        | △414        | 69.7  |
| 流動負債合計             | 13,896,752 | 4,673,515  | △9,223,237  | 33.6  |
| Ⅱ 固定負債             |            |            |             |       |
| 長期借入金              | 9,050,000  | 4,400,000  | △4,650,000  | 48.6  |
| 退職給付引当金            | 30,900     | 13,891     | △17,008     | 45.0  |
| その他の固定負債           | 211        | 35         | △176        | 16.6  |
| 固定負債合計             | 9,081,112  | 4,413,927  | △4,667,185  | 48.6  |
| 負債合計               | 22,977,865 | 9,087,442  | △13,890,422 | 39.5  |
| 資本の部               |            |            |             |       |
| Ⅰ 資本金              |            |            |             |       |
| 基本財産               | 20,000     | 20,000     | -           | 100   |
| 資本金合計              | 20,000     | 20,000     | -           | 100   |
| Ⅱ 準備金              |            |            |             |       |
| 前期繰越準備金            | 1,571,370  | 1,567,620  | △3,749      | 99.8  |
| 当期純利益              | 1,932      | -          | △1,932      | 皆減    |
| 準備金合計              | 1,573,303  | 1,567,620  | △5,682      | 99.6  |
| 資本合計               | 1,593,303  | 1,587,620  | △5,682      | 99.6  |
| 負債・資本合計            | 24,571,168 | 10,675,063 | △13,896,104 | 43.4  |

## 第2 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

## 第3 財政局に対する監査

開発公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、財政局所管の財務に関する事務のうち、開発公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

### 1 意見

平成27年度における本市による開発公社保有土地買戻し計画の見直し以降、令和5年度の買戻し完了に向けて順調に買戻しが進捗している。

しかし、本市による買戻しを既に実施した用地及び今後買戻し予定の用地のなかには、具体的な事業化の目途が立っていないものも見受けられ、開発公社の保有する用地の買戻しが完了したとしても、これらの用地を本市が長期間保有し続けることによって、用地の管理費などの行政コストが引き続き必要となる。

用地の先行取得を依頼した局にあつては、本来の事業目的のため供用されるよう早期の事業化に努めるべきであるが、財政局においても、本市が保有する資産について有効活用を総合的に検討・調整する立場として、事業化の見込みがなくなった用地については、他の事業用地としての活用を検討し、活用の見込みがない場合には売却、貸付けを検討するなど、関係局と協力して資産のさらなる有効活用を図りたい。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 名古屋商工会議所  
(事務所所在地：中区栄二丁目10番19号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8 月 1 日から  
令和元年 1 2 月 1 7 日まで

監 査 結 果

## 第 1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である名古屋商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として、昭和28年10月に施行された商工会議所法（昭和28年法律第 143号）に基づき、その前身である社団法人名古屋商工会議所（明治14年 3月設立当初は名古屋商法会議所として発足）を組織変更して設立された。

主な事業内容は、①商工会議所としての意見の公表、国会等への具申・建議、②行政庁等からの諮問への答申、③商工業に関する調査研究、④商工業に関する情報・資料の収集・刊行、⑤商品の品質その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定等、⑥輸出品の原産地証明、⑦商工業に関する施設の設置・維持・運用、⑧商工業に関する講演会等の開催、⑨商工業に関する技術・技能の普及・検定、⑩博覧会・見本市等の開催等である。

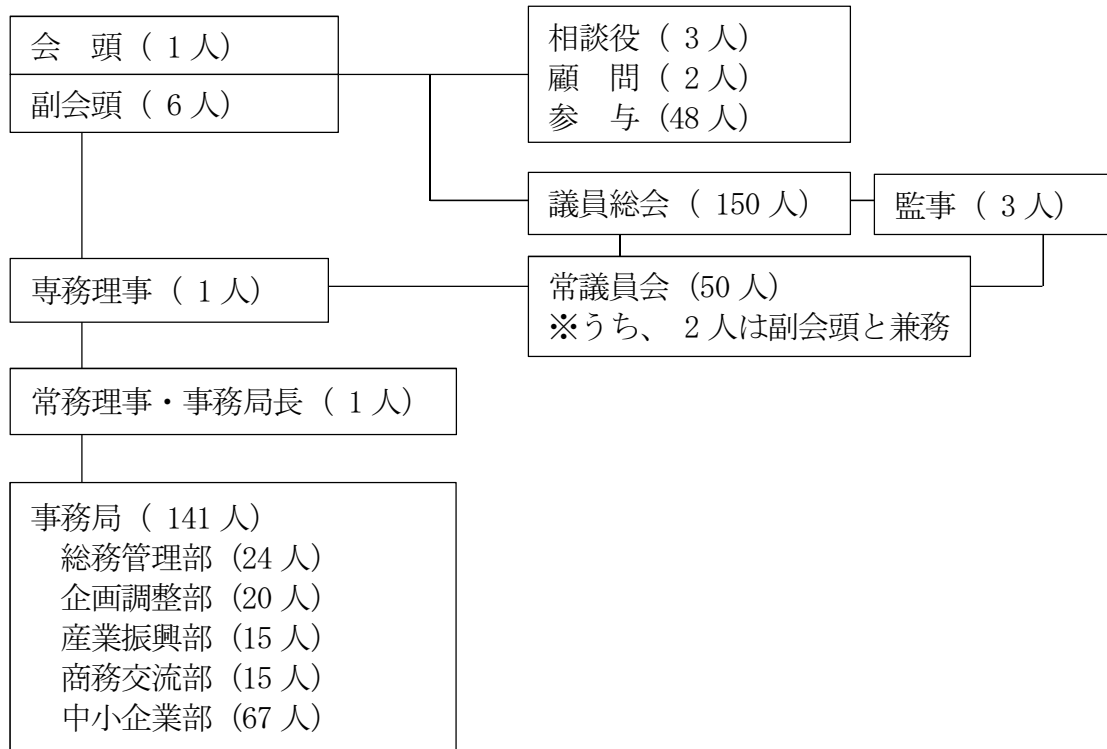
これらの事業を運営するため、議員総会、常議員会、事務局等が置かれており、事務局の職員数は 141人となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、

比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



商工会議所の会計は一般会計と特別会計に区分され、特別会計は、中小企業相談所特別会計、共済事業等特別会計、所屋管理特別会計、愛・地球博理念継承事業特別会計に区分して経理されており、平成30年度の収入及び支出の決算額は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 収支決算額

| 区分              | 収入決算額       | 支出決算額       | 収支差額     |
|-----------------|-------------|-------------|----------|
|                 | 千円          | 千円          | 千円       |
| 一般会計            | 1, 773, 283 | 1, 543, 029 | 230, 254 |
| 中小企業相談所特別会計     | 995, 775    | 995, 775    | －        |
| 共済事業等特別会計       | 238, 470    | 238, 470    | －        |
| 所屋管理特別会計        | 664, 312    | 599, 834    | 64, 477  |
| 愛・地球博理念継承事業特別会計 | 24, 605     | 24, 605     | －        |
| 計               | 3, 696, 447 | 3, 401, 715 | 294, 731 |

## 第2 補助金の交付

平成30年度において、本市は商工会議所に対し、名古屋市小規模事業者経営改善普及事業費等補助金 1,193万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

### 1 目的

商工会議所等が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者の振興と安定を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業、経費及び補助金額

| 補助対象事業                               | 補助対象経費                                                                                                                                                                               | 補助金額     |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 本市等が実施する商工業及び金融制度の周知、斡旋等の施策普及事業      | 施策普及・周知にかかるパンフレット・ポスター作成及び配布等に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの。                                                                                                                              | 11,932千円 |
| 小規模事業者経営改善普及事業                       | 小規模事業者経営改善普及事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる事業費で、市長が必要かつ適当と認めたもの。ただし、人件費を除く。<br>①指導事業費<br>②資質向上対策事業費<br>③経営指導推進費<br>④小規模事業施策普及費<br>⑤若手後継者等育成事業費<br>⑥提案公募型地域魅力発掘育成事業費<br>⑦広域振興事業費<br>⑧経営安定特別相談事業費 |          |
| 小規模事業者経営改善普及事業に関する調査・研究              | 中小企業景況調査等の実施に要する経費のうち、小規模事業者経営改善普及事業に資すると認められるもの。                                                                                                                                    |          |
| その他小規模事業者の経営改善を図るために有益な事業で市長が特に認める事業 | その他小規模事業者の経営改善を図るために有益な事業で市長が特に認める事業に要する経費                                                                                                                                           |          |

### 第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

### 第4 市民経済局に対する監査

商工会議所に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、商工会議所に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 港まちづくり協議会  
(事務所所在地：港区名港一丁目19番23号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から  
令和2年 2月13日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、ポートピア名古屋の開設に伴い、ポートピア名古屋売上金の1%が「環境整備協力費」として競艇を施行する自治体から本市に交付されることを受け、この「環境整備協力費」を原資とし、西築地学区を中心とした港周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を住民と行政との協働により企画及び実施することを目的として、平成18年 8月に設置された。

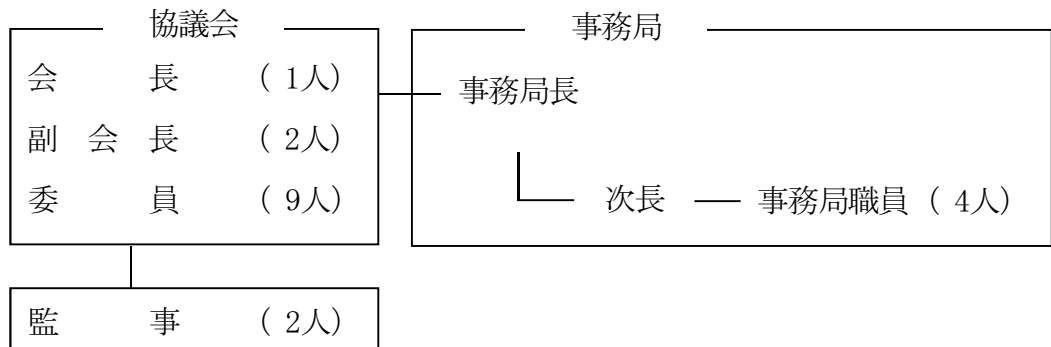
主な事業内容は、①港まちの魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業、③その他目的を達成するために必要な事業である。

これらの事業を運営するため、協議会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は5人（港区企画経理室長をもって充てる事務局長を除く。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



平成30年度の事業概要は第 1表のとおりであり、平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書は、第 2表のとおりである。

第 1表 平成30年度の事業概要

| 区 分                 |
|---------------------|
| 心地よく安心な港まちで暮らす      |
| (1)防災・減災まちづくりの推進    |
| (2) A E D活用の促進      |
| (3)コミュニティ活動の推進      |
| (4)港まち文庫事業          |
| 魅力的でにぎやかな港まちに集う     |
| (1)地蔵盆まつり           |
| (2)名古屋みなとをどり        |
| (3)アッセンブリッジ・ナゴヤ連携事業 |
| みんなと港まちを創る          |
| (1)提案公募によるまちづくり事業   |
| (2)み（ん）なとまちの拠点活用事業  |
| (3)調査検討事業           |
| (4)広報               |

第 2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日  
 平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

| 科目          | 平成29年度 | 平成30年度 | 比較増△減  | 前年度対比 |
|-------------|--------|--------|--------|-------|
|             | 千円     | 千円     | 千円     | %     |
| 経常収益        | 53,881 | 64,227 | 10,346 | 119.2 |
| 経常費用        | 55,935 | 64,815 | 8,880  | 115.9 |
| 当期経常増減額     | △2,053 | △ 587  | 1,465  |       |
| 当期経常外増減額    | -      | -      | -      | -     |
| 当期一般正味財産増減額 | △2,053 | △ 587  | 1,465  |       |
| 一般正味財産期首残高  | 14,882 | 12,829 | △2,053 | 86.2  |
| 一般正味財産期末残高  | 12,829 | 12,241 | △587   | 95.4  |

## 第 2 補助金の交付

平成30年度において、本市は協議会に対して、港まち活性化事業補助金 6,422万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

### 1 目的

「『港まち活性化の方針』について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「港まち活性化事業」という。）に補助することにより、地域の魅力づくり、にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### 2 補助対象事業、経費及び補助金額

| 補助対象事業   | 補助対象経費 |        | 補助金額     |
|----------|--------|--------|----------|
| 港まち活性化事業 | 事務費    | 人件費    | 64,227千円 |
|          |        | 管理費    |          |
|          | 事業費    | 会場借上料  |          |
|          |        | 製作・運営費 |          |
|          |        | 委託料    |          |
|          |        | 印刷製本費  |          |
|          |        | その他経費  |          |

### 第3 団体に対する監査

#### 1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

#### 2 指摘事項

##### (1) 随意契約における予定価格の設定について

港まちづくり協議会財務規程（以下「規程」という。）によると、予定価格は、指名競争入札に付する事項の総額について定めなければならないとされ、随意契約により契約を締結する場合も、同様に予定価格を定めなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、随意契約において、事業の実施及び契約の締結を伺う決裁書に予定価格についての記載が無く、協議会事務局によると、予定価格を定めず、契約手続きを行っていたとのことであった。

規程に基づき、予定価格の設定をされたい。また、規程に基づき契約事務が行われているか事務局内での確認を徹底されたい。

##### (2) 委託契約にかかる仕様書の記載誤りについて

ガーデンメンテナンスに関わる業務委託契約について調査したところ、仕様書と見積書とでメンテナンス作業実施回数が異なっていた。

協議会事務局によると、当該契約の履行開始日が予定より遅れることとなったため、実施回数を減らし、再度見積書を徴取することとなったが、徴取に際し、仕様書の内容の変更を失念し、そのまま契約締結に至ったとのことであった。

業務の履行は、仕様書に基づき行われるものであり、契約関係書類の作成を正確に行われたい。

## 第4 市民経済局に対する監査

協議会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、協議会に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。